

# 山形地方最低賃金審議会

## 【第4回】

期 日 令和3年8月24日(火)

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

## 令和3年度山形地方最低賃金審議会（第4回）議事次第

1 開 会

2 議 事

（1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

（2）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について

3 そ の 他

4 閉 会

# 資 料 目 次

資料No.1 (異議申出関係)

2021年山形県最低賃金額改定に対する異議申出書(写)

資料No.2 (地域別最低賃金答申状況)

2-1 令和3年度地域別最低賃金答申状況(厚生労働省発表)

2-2 令和3年度全国の地域別最低賃金答申状況(時間額順)

2021年8月17日

山形労働局 局長 小森 則行 殿

山形県労働組合総連合

議長 勝見

〒990-0053 山形市薬師町二丁目6

電話 023-615

山形県医療労働組合連合会

執行委員長 渡辺

〒990-2324 山形市青田南6

電話 023-631

## 2021年山形県最低賃金額改定に対する異議申出書

酷暑の中、最低賃金の改善をめざし、ご尽力されました審議会の皆様に心から敬意を表します。8月6日に答申された今年度の山形県最低賃金の改定額、822円は時給方式になった2002年度以降で最大であります。新型コロナウイルスの感染拡大の長期化による困難な情勢において、真摯に検討を重ねられ、中央最賃審議会が目安制度開始以降最大の引き上げ目安を示す中で、さらに1円を上積みする引き上げ額を答申したことに対して、評価し敬意を表するものです。

しかしながら、とりわけ非正規労働者にとっては、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準にはおよびません。

地域間格差については、今回の引き上げによってやや縮小することになりますが、依然として最高額の東京都1041円との差は219円、全国平均の930円との差は108円にもおよびません。

低賃金と格差を放置すれば、地方の過疎化・少子化・人口減少が加速するとともに中小企業・小規模事業の経営困難が増大し、地域経済のいっそうの疲弊につながります。最低賃金を大きく引き上げ、格差を是正・縮小し、効果的な中小企業支援の抜本的拡充なしに、コロナ禍によって打撃をうけている経済を立て直すことはできないと考えます。

以上、山形県労働組合総連合および山形県医療労働組合連合会は、下記の異議を申し立てます。

### 記

1. 山形県最低賃金額を822円とするとした答申については不十分であり、再審議を求めます。長期化するコロナ禍の中で国民生活を支えるエッセンシャルワーカーなど非正規雇用で働く労働者の低賃金状態を打開するため、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 人口減少や労働力の流出をくいとめるため、地域間格差の是正を重視して下さい。そのため、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見を送付してください。
3. 最賃引き上げにあたっては、中小零細企業の支援策の拡充は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者への効果的な支援策の抜本拡充を求める意見を送付してください。



4. どのような審議を経て答申に至ったのか、本審議会の公開のみでは多くの県民が理解することはできません。審議会は、専門部会も含めて全面公開してください。

以上

### 【異議を申し立てる理由】

#### (1) 「健康で文化的な最低限度の生活」は困難、格差是正は急務

i) 答申された最低賃金額では、「健康で文化的な最低限度の生活」はきわめて困難です。厚労省が最賃の計算の際に使用する月間労働時間 173.8 時間で計算しても、月額 142,864 円にとどまり、年収でも 1,714,368 円にすぎず、ワーキングプアの域を脱することすらできません。

長引くコロナ禍において、国民生活に不可欠な社会機能を担うエッセンシャルワーカーと呼ばれる人々の労働は、感染リスクにさらされながら、重要な社会的役割を果たしています。にもかかわらず、こうした分野に働く労働者の多くが、雇用が不安定であり最低賃金近傍の低賃金状態にあります。そして、こうした労働に従事する人の多くが女性です。審議会で労働側委員が強調されていたとおり、本県は女性の賃金が全国最下位という不名誉な位置にあります。子育てしながら働かざるを得ないシングルマザーなどの生活は困窮しており、子どもの貧困率にも影響することは必至で、貧困の連鎖が懸念されます。エッセンシャルワーカーの果たすかけがえのない役割を正当に評価するためにも、女性の全国最下位の賃金水準から脱却し貧困をなくしていくためにも、賃金の思い切った底上げが求められています。

ii) 私たちは賃金の地域間格差を是正するため、全国一律最賃制度の必要性を一貫して主張しています。それは、最低賃金の全国一元化をめざす自民党の国会議員有志による議員連盟がつけられ、政府に何度も提言を行っていることなどに見られるように、大きな国民の世論となっています。

これまで繰り返し説明してきたように、全国労働組合総連合と静岡県立大学短期大学部准教授・■■■■が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。全国どこでも、若年単身者が自立した生活をするために必要な最低生計費は、月額 22 万円～24 万円（税込み）、時給換算では 1500 円前後の収入が必要という結果となり、山形県も同様です。

審議会においては、現行法制度の枠内での審議が前提となっているものと思われます。しかし、本県が深刻な人口減少・労働力の流出に直面しており、その要因の 1 つに低賃金や賃金格差があるとすれば、審議会として真剣にこうした実態に向き合い、どのように格差を是正するかの検討は避けられないと考えます。少なくとも、現行ランク制度のあり方について見直しを含め審議を行い、厚労省や中央審議会に対して意見を示すことが必要です。

#### (2) 医療・介護労働者の賃金格差解消を

医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で働き、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。現下のコロナ禍では、看護師などが感染リスクにさらされながらも、コロナ感染者の治療と通常医療とを両立させるため全力を尽くしています。しかしながらその賃金は医療機関・介護施設によって運用がまちまちであるため、おのずと地域の最賃に連動し、それが地域間格差につながっています。

看護師でいえば同じ国家資格でありながら働く地域によって初任給の格差が月額 10 万円にもおよぶ格差があり、そのことが都市部への労働人口流出を招いています。介護職員の賃金はさらに低く、こ

こうした格差の解消なくしては、医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

この間、医療・介護等の労働者は増加しています。最低賃金はあらゆる業種に働く労働者の賃金の最低額を規定する制度である以上、審議会においても、こうした分野の賃金実態や労働者の動向なども含めた幅広い観点からの議論が行われることが必要と考えます。

### (3) 中小企業支援策の拡充で、最低賃金引き上げに対応できる条件整備を

i) 地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、コロナ前から、原材料の高騰、低単価の押しつけと単価切り下げ、売上低迷に悩み、消費税や社会保険料の負担に苦しんでいます。元請け・下請けの関係で優越的地位の濫用は改まらず、公正取引ルールは企業間の上下関係においては形骸化しています。

そこに襲いかかったのが、新型コロナウイルスの感染拡大です。持続化給付金や家賃補助などは1度だけに終わらせず、引き続き実施することが必要であり、雇用調整助成金特例措置も延長すべきです。この間、休業や営業時間短縮を余儀なくされた飲食店についても、これまでの一律の協力金ではなく事業規模等に応じた制度に改善するなど、事業者にとって役立つ財政的な支援が求められます。また、無利子の融資制度を利用した事業者にとっては、無利子であっても今後返済しなければならず、負担は続きます。感染収束の見通しも立たない中では、状況に応じて返済の減免等も検討すべきです。

ii) 最低賃金を引き上げるためには、諸外国なみに中小・小規模企業への支援を大胆に拡充することが必要です。フランスでは2019年に2兆5200億円の規模で社会保険料の事業主負担の軽減が行われました。韓国では2017年から5年間、中小企業向け人件費支援で9800億円の支援、アメリカでも2007年から2011年まで8800億円規模の中小企業向け減税が行われました。一方、日本では、中小企業への業務改善助成金の執行額は87億円(2013年~2015年)にすぎません。

審議会で使用委員会が指摘されていたとおり、現行の業務改善助成金では対症療法の域を出るものではありません。実際、この間の申請件数は、令和元年度が14件、令和2年度が16件にとどまり、県内の多くの中小企業にとって役に立たないことを示しています。この制度は生産性の向上を前提とし、設備投資等を要件とするもので、設備投資の余裕などない多くの中小企業にとっては、最初から「利用するな」と言われるのに等しいものです。

私たちは、社会保険料の事業主負担や税負担の軽減などを求めています。これは、厳しい経営を強いられている中小企業にとって大きな効果があります。また、助成金の場合、前渡しとすべきです。さらに、元請け・下請け間の公正取引ルールの確立とそれを担保する監督・指導体制の拡充強化が必要です。最低賃金は国の制度であり、そうである以上、中小企業に対する引き上げに必要な支援制度や予算措置は、国が責任をもって実行しなければなりません。

中小企業支援制度のあり方についても、審議会において徹底した調査・審議がなされているのかが問われます。単に引き上げの是非を論じ合うだけだとしたら、審議会の役割を果たしたことになりません。

私たちは絶えず、中小企業・小規模事業者の支援の拡充を訴えており、審議会に対しても、国への要望を発信するよう求めてまいりましたが、この数年間、審議会が国に対して要望したことはありません。あらためて、業務改善助成金制度の抜本的な見直しはもちろん、事業者の賃上げへのモチベーションにつながるような、より効果的でより多くの事業者が活用できる中小企業支援制度の抜本拡充について、審議会として国に対する意見を発信していただきたいと考えます。

### (4) 審議会の審議のあり方、公開について

この数年間、審議会では、とくに労働側委員より「生活できる、あるべき最低賃金の水準・金額が検

討される必要がある」との指摘が繰り返されていますが、私たちも同様の考えに立っています。また、最低賃金を引き上げるのに必要な中小企業支援策を拡充することが求められています。しかしながら、これらのことが具体的にどのように審議されているか、本審議会のみでは伝わってきません。改正が答申される審議会の場でも、結果のみが示されるだけで、専門部会での詳細な審議経過等が報告されるわけでもありません。どういう議論が交わされ、どういう根拠をもって引き上げが判断されたかなど、明らかにされません。

これでは、県民に開かれた審議会といえるのでしょうか。ことは、県内で働くものの賃金水準、とりわけ増大し続ける非正規雇用労働者の労働と生活、そして企業を経営する事業者にも関わる重要問題です。多くの県民の生活に直接関わる問題である以上、県民に最低賃金について関心をもち理解してもらうことこそ行政機関として必要なことと考えます。

こうしたことから、審議会の公開は専門部会もその対象とすべきと考えます。また、本審議会の場で、専門部会での審議経過を概略だけでも明らかにすることが必要と考えます。

以上

## 令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	28	889 ( 861 )	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 ( 793 )	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 ( 825 )	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 ( 792 )	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 ( 793 )	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 ( 800 )	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 ( 851 )	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 ( 854 )	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 ( 837 )	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 ( 928 )	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 ( 925 )	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 ( 1013 )	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 ( 1012 )	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 ( 831 )	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 ( 849 )	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 ( 833 )	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 ( 830 )	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 ( 838 )	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 ( 849 )	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 ( 852 )	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 ( 885 )	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 ( 927 )	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 ( 874 )	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 ( 868 )	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 ( 909 )	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 ( 964 )	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 ( 900 )	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 ( 838 )	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 ( 831 )	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 ( 792 )	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 ( 792 )	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 ( 834 )	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 ( 871 )	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 ( 829 )	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 ( 796 )	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 ( 820 )	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 ( 792 )	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 ( 842 )	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 ( 792 )	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 ( 792 )	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 ( 792 )	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 ( 902 )	28		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有



## 令和3年度 全国の地域別最低賃金答申状況（時間額順）

順位	ランク	都道府県名	答申金額	前年度決定額	引上額	目安比較	結審状況	発効年月日
1	A	東京	1,041円	1,013円	28円	0	■	令和3年10月1日
2	A	神奈川	1,040円	1,012円	28円	0	●	令和3年10月1日
3	A	大阪	992円	964円	28円	0	●	令和3年10月1日
4	A	埼玉	956円	928円	28円	0	○	令和3年10月1日
5	A	愛知	955円	927円	28円	0	●	令和3年10月1日
6	A	千葉	953円	925円	28円	0	◐	令和3年10月1日
7	B	京都	937円	909円	28円	0	●	令和3年10月1日
8	B	兵庫	928円	900円	28円	0	●	令和3年10月1日
9	B	静岡	913円	885円	28円	0	●	令和3年10月2日
10	B	三重	902円	874円	28円	0	●	令和3年10月1日
11	B	広島	899円	871円	28円	0	●	令和3年10月1日
12	B	滋賀	896円	868円	28円	0	●	令和3年10月1日
13	C	北海道	889円	861円	28円	0	●	令和3年10月1日
14	B	栃木	882円	854円	28円	0	●	令和3年10月1日
15	C	岐阜	880円	852円	28円	0	●	令和3年10月1日
16	B	茨城	879円	851円	28円	0	○	令和3年10月1日
17	B	富山	877円	849円	28円	0	●	令和3年10月1日
17	B	長野	877円	849円	28円	0	●	令和3年10月1日
19	C	福岡	870円	842円	28円	0	●	令和3年10月1日
20	B	山梨	866円	838円	28円	0	●	令和3年10月1日
20	C	奈良	866円	838円	28円	0	●	令和3年10月1日
22	C	群馬	865円	837円	28円	0	●	令和3年10月2日
23	C	岡山	862円	834円	28円	0	●	令和3年10月2日
24	C	石川	861円	833円	28円	0	○	令和3年10月7日
25	C	新潟	859円	831円	28円	0	●	令和3年10月1日
25	C	和歌山	859円	831円	28円	0	●	令和3年10月1日
27	C	福井	858円	830円	28円	0	●	令和3年10月1日
28	C	山口	857円	829円	28円	0	●	令和3年10月1日
29	C	宮城	853円	825円	28円	0	●	令和3年10月1日
30	C	香川	848円	820円	28円	0	●	令和3年10月1日
31	D	福島	828円	800円	28円	0	◐	令和3年10月1日
32	C	徳島	824円	796円	28円	0	●	令和3年10月1日
32	D	島根	824円	792円	32円	+4	◐	令和3年10月2日
34	D	山形	822円	793円	29円	+1	●	令和3年10月2日
34	D	青森	822円	793円	29円	+1	●	令和3年10月6日
34	D	秋田	822円	792円	30円	+2	●	令和3年10月1日
34	D	大分	822円	792円	30円	+2	●	令和3年10月6日
38	D	岩手	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月2日
38	D	鳥取	821円	792円	29円	+1	●	令和3年10月6日
38	D	愛媛	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月1日
38	D	佐賀	821円	792円	29円	+1	▲	令和3年10月6日
38	D	長崎	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月2日
38	D	熊本	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月1日
38	D	宮崎	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月6日
38	D	鹿児島	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月2日
46	D	高知	820円	792円	28円	0	●	令和3年10月2日
46	D	沖縄	820円	792円	28円	0	▲	令和3年10月8日
		全国加重平均額	930円	902円	28円	-	-	-

(注)発効予定年月は、異議申出がなかった場合の日付

結審状況欄 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ◐:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ■:使用者側一部退席